

令和6年度 事業計画

はじめに

港湾貨物運送事業における第14次労働災害防止計画（2023年度から2027年度までの5か年計画）（以下「港湾14次防」といいます。）では、誰もが安心して健康に働くことができる港を実現するため、計画期間中に

「死亡災害を撲滅すること」

「労働災害の死傷者（休業4日以上）を、最終年（2027年）で、2022年（150人）比20%減」

を目標としています。

令和5年の労働災害の発生状況を見ると、死亡災害は2人で前年から1人増加し、死傷者数は154人で前年から4人（2.7パーセント）の増加となりました。

死傷者数については、平成28年（2016年）の117人を最小に、それ以降は増加傾向にあり、事故の型としては、高所からの墜落・転落、荷や車両系荷役機械との接触・はさまれ、巻き込まれ、転倒といった従来型の災害が繰り返し発生しています。

このため、本年度は、港湾14次防が定める上記目標の達成に向けて、**死亡災害の撲滅に向けた対策**については

- ① 動力クレーン等を使用した作業における災害
- ② フォークリフト等の車両系荷役機械を使用する作業における災害
- ③ 海中への転落災害

の防止を最重点とし、

休業災害を含む労働災害の大幅な減少を目指した対策については、

- ① 墜落・転落による災害の防止
- ② はさまれ、巻き込まれ災害の防止
- ③ 転倒災害の防止

を重点として取り組むこととします。

また、港湾14次防においては、会員が取り組む活動として、①動力クレーン等を使用した作業等におけるリスクアセスメントの実施、②船内荷役作業主任者等の能力向上、③現場における安全意識を一層高めるため、指差呼称・危険予知運動の定着・活性化を掲げていることから、これを推進することとします。

第1 港湾における労働災害発生状況

1 死亡災害

- (1) 令和5年における死亡災害は2人で、前年より1人増加しました（表1）。
- (2) これらの死亡災害は、①実入りハイキューブコンテナを運搬していたヘッドが右折時に横転してフェンス等に衝突し、当該ヘッドの運転者が死亡したもの、②船倉内でブルドーザーを運転して貨

物(飼料)をならず作業を行っていた労働者が、貨物に乗り上げた衝撃で操縦席から転落し、無人となったブルドーザーにひかれて死亡したものです。

なお、会員事業場ではありませんが、客先との打合せ等で港を訪れた者が海中に転落して死亡した事案が発生しています。

さらに、港湾外での災害ですが、ショッピングセンターのバックヤード奥の駐車場でコンテナの仮置き作業を行っていた際に、後退したフォークリフトが作業員に接触した死亡災害も発生しています。

- (3) このように、会員外や港湾外での災害も併せると、港湾 14 次防において最重点に取り組むこととしている車両系荷役機械による災害や、海中への転落による死亡災害が引き続き発生している状況にあります。

2 休業4日以上の労働災害

令和5年に発生した休業4日以上の労働災害(会員事業場・協会調べ。以下同じ)は154人で、前年の150人と比べ4人、2.7パーセントの増加となりました。

これらの労働災害には、一度に3人以上の労働者が負傷する重大災害が2件(いずれも交通事故)発生しているほか、次のような特徴がみられます。

- (1) 事故の型別では、「墜落・転落」が45人と最も多く、全災害の29.2パーセントを占めています。次いで、「はさまれ・巻き込まれ」及び「転倒」がいずれも25人(16.2パーセント)と続き、この三つの事故の型で全災害の約6割を占めています。
- (2) 災害発生に機械の運転が関連した63人についてみると、「フォークリフト」が昨年に比べると半分近く減っているものの12人と最も多く、次いで、「ガントリークレーン」と「その他」がいずれも11人、「揚貨装置」が10人、「移動式クレーン」が9人となっています。
- (3) 起因物別では、「物揚げ装置等」が42人、次いで、「その他装置等」が37人、「仮設物、建物等」が35人、「荷」が30人となっています。
- (4) 災害発生に荷がかかわった92人についてみると、「コンテナ」が前年に比べると減少しているものの23人と最も多く、次いで、「車」が前年に比べ倍以上増加して14人となり、「袋物」が12人となっています。

第2 目標

- ① 死亡災害の撲滅(年間を通じて死亡災害0)
- ② 労働災害138人以下(対前年比-16人)

第3 港湾における労働環境をめぐる状況及び課題

1 現況

我が国の港湾貨物運送事業は、船舶の大型化や寄港地の絞込みが急速に進むなど厳しい状況に置かれており、国際競争力の強化やAI等の新技術を活用した生産性の向上が求められています。

港湾荷役の分野においても、港湾機能の高度化が一層進展し、物揚げ装置・車両系荷役機械等の大型化と作業のスピード化が進んでいます。これに伴い、荷役作業における安全衛生上のリスクも

変化しており、これに対応する必要があります。

また、港湾荷役の現場では、コンテナや鋼材等各種の重量物を扱っており、船内作業を中心に高所での作業も多く存在しています。さらに、複数の事業者が混在・近接して、各種荷役や関連作業、検数・検定等の作業を行っていることから、依然として、重篤な災害が発生するリスクは少なくありません。

2 安全衛生管理活動

本質安全化や工学的な対策が困難である場合、管理的な対策をとることとなりますが、これを有効なものとするためには、安全衛生管理活動について、全員参加の意識を醸成しつつ、継続的に実施することが重要です。

重篤な災害が発生する危険性が高いクレーン等を使用する作業等については、リスクアセスメントを実施し、リスクの低減を図ることが重要です。

また、港湾荷役の現場は、取り扱う荷の種類や数量、作業方法、天候など、日によって状況が異なることが多いことから、作業を指揮する船内荷役作業主任者等が作業現場の状況を確実に把握し、適切な指示等を行うことが重要です。

さらに、日々の作業に伴うリスクを低減するため、始業時のツールボックスミーティングによる危険予知活動、指差呼称運動、ヒヤリハット運動等の安全衛生管理活動を作業員全員が参加して継続することが必要です。その際、蓄積した労働災害情報や、ヒヤリハット事例に係る情報を活用することも効果的です。

なお、職場の世代交代と労働災害の長期的な減少に伴い、経験が浅く危険に対する認識が薄い労働者の災害が多発傾向にあることから、新規採用者に対する雇入れ時の安全衛生教育や危険体感教育など、危険感受性を向上させる教育の実施、リスクや安全衛生対策が容易に認識できるような「安全の見える化」などを推進していく必要があります。

3 車両系荷役機械の安全運転支援設備の導入

車両系荷役機械との接触による重篤な災害が繰り返し発生していることから、作業現場の人車分離を図るとともに、車両系荷役機械にバックモニター、近接警報装置、自動停止機能を設けるなどの安全運転支援設備の導入を促進していくことが重要です。

4 熱中症等の対策

地球温暖化の影響から、毎年のように異常気象下の酷暑といった状況が続き、令和5年には、概ね会員事業場4社に1社で熱中症が発生しており、休業災害も発生していることから、暑熱な環境下での作業における熱中症の防止にこれまで以上に取り組む必要があります。

さらに、荷の持上げなどによる腰痛症の予防や、酸素欠乏の危険のある場所、粉じんが発散する場所及び化学物質を取り扱う場所での作業などでの健康障害の防止も重要な課題です。

5 港湾管理者等への働きかけ

各種の安全対策を進めるに当たっては、本質安全化や工学的対策を取ることが重要ですが、港湾の現場では、本船や上屋など作業場所や設備が事業者の管理下でないことが多く、危険な作業そのもの

をなくす本質安全化や次いで有効とされる工学的な対策を事業者自らが講ずることが困難な場合もあります。このため、船主、港湾管理者等の港湾設備の管理者、荷役作業の発注者等に、労働災害の防止について理解いただくことも重要であり、積極的に情報提供等を行っていく必要があります。

第4 主な労働災害防止対策

本年度は、港湾14次防に基づき、以下に掲げる事項を重点として各種対策を推進することとします。

また、主要対策別の実施事項を別表1のとおりとします。

なお、労働災害防止対策の実施に当たっては協会本部、総支部及び支部はそれぞれの立場から、会員事業場に対して支援に努めることとします。

1 死亡災害の撲滅に向けた対策の推進

港湾14次防において重点的に取り組むとした、以下の①～③に掲げる災害の根絶を最重点として、各種の対策を推進します。

- ① 動力クレーン等を使用した作業における災害
- ② フォークリフト等の車両系荷役機械を使用する作業における災害
- ③ 海中への転落災害

(1) リスクアセスメントの実施

下記の災害が発生していることを踏まえ、これらの作業について、リスクアセスメントを実施し、リスクの低減を図ること。

- ① クレーン、移動式クレーン又は揚貨装置を使用する作業を実施するに際しては、荷に激突され又は荷と船倉の壁などとの間にはさまれる災害
- ② フォークリフト、ストラドルキャリアー等の車両系荷役機械を使用する作業を行うに際しては、当該車両系荷役機械や積荷に激突される災害
- ③ 岸壁から本船に乗り移る際や、岸壁における作業、はしけ上の作業などの際に、海中へ転落する災害

(2) 作業主任者の選任及び安全確認等の職務の励行

船内荷役作業主任者又は沿岸荷役主任者を選任し、当該主任者等に作業開始前の現場の状況を確認させ、始業時のツールボックスミーティングにおいて、危険個所を摘示するとともに、

- ・上記(1)①の作業については、荷や玉掛用具の点検、合図方法及び退避場所の確認・周知、
- ・上記(1)②の作業については、作業方法、合図方法、退避場所等
- ・上記(1)③の作業については、救命胴衣等の着装、通行設備の設置及び誘導員の配置の確認

などの必要な安全対策について説明し、作業者に理解させること。

また、船内荷役作業主任者又は沿岸荷役主任者に作業を直接指揮させること。

なお、協会が実施する災害事例講習会等に船内荷役作業主任者、沿岸荷役主任者等を参加させるなどして、その能力向上を図ること。

(3) 上記(1)①の作業に係る取組事項

ア 作業前の作業方法、合図方法、避難場所等の周知徹底

作業開始前のミーティングなどにおいて、動カクレーンの運転者及び作業者に、作業方法、合図方法、避難場所等の周知徹底を図ること。

なお、避難場所については、荷を吊ることによる船舶の揺れも考慮に入れること。

イ 地切り後及び巻き下げ時の一旦停止の励行

動カクレーンの運転者は、荷の動揺による災害を防止するため、地切り時及び巻下げ時の一旦停止を励行すること。

(4) 上記(1)②の作業に係る取組事項

ア フォークリフト通行経路、歩行者通路の表示の励行と誘導員の配置

人車分離の作業方法の導入を図り、車両系荷役機械の通行経路や作業区域を特定するとともに、歩行者通路の表示、作業員への蛍光ジャケット等の着用を励行すること。

車両系荷役機械の通行経路と歩行者通路が交差する箇所については、車両系荷役機械と歩行者のどちらの通行が優先するかを明確にすること。また、車両系荷役機械の徐行又は一旦停止を励行すること。

さらに、作業員や検数員等が混在する場所において車両系荷役機械を用いた作業を行う場合は、誘導員を配置すること。

イ 車両系荷役機械に対する工学的対策の促進

車両系荷役機械へのバックモニター、接近警報装置、自動停止機能を設けるなどの安全運転支援設備の導入の促進を図ること。また、フォークリフト、ストラドルキャリアー及びトレーラーへのドライブレコーダーの設置と、それを活用した教育の実施に努めること。

ウ 車両系荷役機械等の運転時におけるシートベルト着用の促進

車両系荷役機械やブルドーザー等を使用して荷役作業を行う際には、運転者のシートベルト着用に努めること。

(5) 前記(1)③の作業に係る取組事項

ア 岸壁と本船間の通行設備の設置の励行

岸壁から本船に乗り移る際や、岸壁における作業、はしけ上の作業などの際に、海中へ転落する災害を防止するため、岸壁と本船の間の通行に際しては、転落防止用ネット付きの昇降設備の使用を励行すること。

イ 救命胴衣の着装の徹底

はしけでの作業について、救命胴衣又は救命具を着装するとともに、その他の作業についても、海への転落の危険がある場合は、救命胴衣又は救命具の着装を励行すること。

ウ 岸壁作業における車両系荷役機械等の海への転落の防止

岸壁で車両系荷役機械等を使用して作業を行う場合は、作業区域を設け、又は誘導員を配置するなど、当該荷役運搬機械等が海に転落することを防止するため措置を講じること。

2 労働災害の大幅な減少を目指した対策の推進

(1) 類型別の災害防止対策

休業4日以上労働災害が多く発生している、以下のア～ウの災害の防止を特に重点とし、併せて、エの高年齢労働者対策も意識した安全衛生活動を展開します。

なお、●を付した事項については、本年度の重点とします。

ア 墜落・転落による災害の防止

(ア) 高所作業の削減や囲い・手すりの設置などの本質的対策、工学的対策の検討

作業方法の変更による高所作業の削減や、囲い・手すりの設置などの工学的対策の促進を図ること。

なお、港湾設備や船舶設備の改善については、必要に応じて、港湾設備の管理者、船主等の港湾関係者に要請を行うこと。

(イ) 親綱等の設置及び墜落制止用器具の使用の励行 ●

船内荷役作業において、ハッチコーミング、コンテナなどの荷の上、船倉に降りるタラップなどの高所からの墜落又は転落による災害を防止するため、作業の性質上囲い・手すり等の設置が困難な場所において作業を行う場合は、必要に応じて親綱等の取付設備を設置のうえ、フルハーネス型等の墜落制止用器具の使用を励行すること。

また、船倉への昇降に際しては、安全ブロックや伸縮調節器、キーロック式等の墜落制止用器具の使用を励行すること。

(ウ) 船内荷役作業主任者等の選任と職務の励行 ●

船内荷役作業主任者又は沿岸荷役主任者を選任し、当該主任者に作業前ミーティング等において墜落制止用器具の着装を確認させるとともに、親綱の設置、墜落制止用器具の使用の確認、作業の直接指揮等の職務を励行させること。

イ はさまれ、巻き込まれ災害の防止

(ア) 作業計画の策定

作業環境、使用する機械設備、荷の状況等に対応して作業計画を策定し、混在・近接作業の連絡調整や作業前に関係者との連絡調整を十分に行うこと。

(イ) 船内荷役作業主任者・沿岸荷役主任者の選任と職務の励行 ●

船内荷役作業主任者又は沿岸荷役主任者を選任し、当該主任者に、作業開始前の荷や玉掛用具の点検、合図方法及び退避場所等の周知、直接の作業指揮等の職務を励行させること。

(ウ) 非正常作業への対処方法の周知

不具合の発生、手直し等の非定常作業が生じた場合、単独作業を避けて作業指揮者へ連絡・相談の上で対処することを周知徹底すること。

(エ) 揚貨装置・クレーン等による作業の危険の低減 ●

作業方法、合図方法、退避場所等の周知徹底及び危険個所への立入禁止と退避の徹底、また、合図者による退避の確認、地切り時及び巻下げ時の一旦停止を徹底すること。

(オ) 車両系荷役機械による作業の危険の低減 ●

人車分離の作業方法の導入を図り、車両系荷役機械の通行経路や作業区域を特定するとともに、歩行者通路の表示、作業員への蛍光ジャケット等の着用を励行すること。

また、車両系荷役機械の通行経路と歩行者通路が交差する箇所については、車両系荷役機械と歩行者のどちらの通行が優先するかを明確にするとともに、指差呼称を実施し、車両系荷役機械の徐行又は一旦停止を励行すること。

さらに、作業員や検数員等が混在する場所において車両系荷役機械を用いた作業を行う場合は、誘導員を配置すること。（再掲）

ウ 転倒災害の防止

(ア) 4 S 活動の徹底等 ●

4 S 活動を徹底するとともに、作業通路等における段差、突起物等の解消を図ること。これが困難な場合には、段差、突起物のある危険個所にテーピングをするなど「見える化」を図ること。また、滑りにくい安全靴の使用促進を図ること。

(イ) 安全な作業方法の決定と不安全行動の禁止

安定した姿勢で作業を行えるよう安全な作業方法について検討して実施するとともに、近道行動、飛越え、飛降り等の不安全行動の禁止について、その徹底を図ること。

(ウ) 筋力等の維持

運動プログラム等筋力等を維持し転倒を予防する取組みを進めること。

エ 高年齢労働者対策

(ア) エイジフレンドリーガイドラインに基づく取組み

「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組みを進めること。

(イ) 転倒災害防止対策（再掲）

前記ウの転倒災害防止対策を進めること。

(2) 事業場における安全衛生対策の強化

事業場においては、次の事項に留意して取り組むこととし、特に、●を付した事項については、本年度の重点とします。

ア 経営トップの主導による安全衛生管理の充実 ●

安全管理活動の定着には事業場を挙げて取り組むことが必要不可欠であることから、経営トップは積極的に安全最優先の姿勢を示すとともに、安全衛生管理体制の充実・強化を主導すること。

また、職場巡視などの積極的な実施等により、港湾貨物運送事業労働災害防止規程（以下「災害防止規程」という。）の遵守を図ること。

イ 職場の危険を低減するための対策の推進 ●

(ア) リスクアセスメント活動、危険予知活動、ヒヤリハット運動・指差呼称運動などの安全管理活動を積極的に推進することにより、職場にひそむリスクの低減を図るとともに、現場の作業条件や作業方法の見直し、改善を推進すること。

リスクの低減方策の検討に当たっては、本質安全化や工学的な対策の実施の可能性について必ず検討を行うこと。

(イ) 定常作業については、準備・後片付けも含めて作業手順書を作成し、これに基づいた作業を実施すること。なお、上記（ア）の見直しや改善は、作業手順書に反映させること。

ウ 労働者の作業行動に起因する災害の防止

荷役作業前後の準備や後片付け時、通行・昇降中や、器具・工具の使用時等における、労働者の不適切な作業行動に起因する災害を防止するため、作業主任者、安全担当者等による作業現場巡視パトロール等での不安全な箇所、器具・工具の整備状況の点検等を実施すること。また、作業前ミーティングでの危険箇所等の周知徹底を図るとともに、危険箇所等を明示する等による安全の「見える化」、指差呼称による危険箇所の確認を確実にすること。

エ 作業主任者の選任と職務の励行 ●

船内荷役作業、沿岸荷役作業等作業主任者の選任を要する作業については、資格を有する作業主任者を選任するとともに、作業者の安全を確保するため、当該主任者に直接作業の指揮を行わせることなどの職務の励行を徹底すること。

なお、船内荷役作業主任者及び沿岸荷役主任者に対し、災害事例講習会へ参加させるなどして、その能力向上を図ること。

オ 交通労働災害防止ガイドラインの順守

交通労働災害防止ガイドラインに定められた管理体制の確立、危険な箇所や注意事項等を示した交通安全情報マップの作成・周知などの走行管理及び教育等を実施するよう取り組むこと。

カ 雇入れ時の教育をはじめとする安全衛生教育等の充実 ●

30歳未満の作業員や経験の浅い者の災害を防止するため、雇入れ時や、経験年数5年未満の作業員に対する教育の実施を徹底するとともに、危険体感教育などの教育の充実を図ること。

キ 社内パトロール

社内パトロールを積極的に実施し、危険箇所の洗出し、不安全行動の防止を図ること。

(3) 港全体で取り組む自主的な安全衛生活動の推進

当協会では、長年にわたって港単位の横断的な安全衛生パトロールが行われ、リスクに対する相互の研鑽が重ねられるとともに、指差呼称運動の定着に取り組んでいます。

今年度は、これらの安全衛生パトロールのより一層の活性化、指差呼称の定着、災防規程の遵守を重要な課題として積極的に取り組むこととします。

ア 安全パトロールの実施による災防規程の遵守にむけての助言・指導

港全体での安全パトロールを積極的に実施し、災防規程の遵守に向けた助言・指導を行うこと。特に、安全パトロール時にチェックリスト等を用いて「墜落・転落による災害の防止」、「はさまれ、巻き込まれ災害の防止」、「転倒災害の防止」等について確認し、必要な改善を図ること。

さらに、安全パトロールのより効果的な実施、安全パトロール員の能力向上及び各港間の交流の促進を図るため、安全パトロール員が他の港の安全パトロールに参加する相互交流パトロール（総支部内、総支部間）を実施すること。

イ 指差呼称推進運動の活性化への支援

事業場における指差呼称の定着化を図るため、垂幕やポスターを配布するなど、指差呼称推進運動の活性化に取り組むこと。また、港全体の安全パトロール時に指差呼称を率先して実施すること。

指差呼称運動活動方針に基づき、今年度においては、特に「船内荷役作業時における指差呼称」を実施し、定着化を図ること。

指差呼称強調月間（6月）においては、集中的な周知・啓発の実施、港湾安全パトロール実施時における指差呼称の定着状況の確認及び指導、定着化推進のための資料及び用品の配布等の対策を実施すること。

さらに、指差呼称指導員研修会や、指差呼称研修会を開催すること。

ウ リスクアセスメント対策・危険予知活動

リスクアセスメント対策・危険予知活動の導入促進のため、リスクアセスメント担当者、安全衛生責任者に対する情報提供、研修会の開催、個別指導等を実施すること。

エ 災害情報及び安全の「見える化」や工夫改善事例等の共有化の推進

災害情報やヒヤリハット事例情報に係るデータベース情報の蓄積等を図り、会員事業場の活用を図るとともに、安全の「見える化」や工夫改善事例を収集し、好事例の普及を図ること。

この場合、協会ホームページを活用すること。

オ 全国港湾労働災害防止大会の実施等による安全衛生気運の醸成

全国港湾労働災害防止大会、経営トップセミナー、安全衛生セミナー、指差呼称強調月間、STOP！転倒災害プロジェクト重点取組期間、港湾労働安全強調期間、港湾労働衛生強調月間及び年末年始港湾無災害強調期間の実施に当たって、会員事業場のトップ、職長、フォアマン、安全・衛生管理者、安全衛生担当者等に広く参加を呼びかけ、安全衛生気運の醸成及び安全衛生知識の普及を図ること。

また、安全衛生手法の工夫改善事例について、全国港湾労働災害防止大会での発表、展示や機

関誌への掲載等各種の手法や機会を利用してその普及に努めること。

カ 中小規模事業場に対する安全管理士(員)等による支援

本部または総支部に駐在する安全管理士(員)等を活用し、中小規模事業場に対し、職場の実態に応じた安全衛生管理の推進を支援すること。

キ 自然災害対策

荷役作業時に地震や津波等の自然災害が発生し、緊急事態に至った際に、作業の中断と安全な場所への避難などの確な対応を図るため、避難マニュアル(モデル)の普及、緊急対応計画・防災管理規程等の整備に努めるとともに、安全な避難場所の設定・確保、防災避難訓練を励行する。

3 労働者の健康対策の推進

港湾で働く労働者の健康を確保するため、以下の対策を推進します。特に●を付した対策については、本年度の重点とします。

(1) 職業性疾病等による健康障害予防対策

ア 熱中症予防対策 ●

「令和6年『STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン』実施要綱」に基づき、暑さ指数(WBGT)を把握し、暑熱時においては、暑さ指数の低減対策、休憩場所の整備等の作業環境管理、作業時間の見直し、熱への順化、水分及び塩分の摂取等の作業管理、健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、作業開始時の健康状態の確認等の健康管理を行うとともに、熱中症予防管理者の選任等熱中症の危険性に関する教育や異常時の措置に係る体制の整備を図ること。また、熱中症予防に効果的な機器・用品の活用を図ること。

イ 腰痛予防対策 ●

荷の持上げや不自然な作業姿勢等による腰痛を予防するため、床面や照明などの作業環境の改善、他の作業との組合せ等の作業管理の改善、腰痛予防体操の実施等に取り組むこと。

ウ 酸素欠乏症予防対策 ●

長期間閉じられていた船倉の内部、くず鉄・石炭等の酸化しやすい物質が積載されている場所、穀物・飼料等が保管されている場所等の酸素欠乏の恐れのある場所に立ち入る場合は、酸素欠乏危険作業主任者の選任、酸素濃度の測定、立入禁止の表示、換気の実施等の予防対策を励行するとともに、二次災害を防止するため空気呼吸器等(空気呼吸器、酸素呼吸器又は送気マスク)の備付けを図ること。

エ 粉じん障害防止対策

船倉内において鉱物等をかき落とす作業等の粉じん作業については、休憩設備の設置、呼吸用保護具の使用、じん肺健康診断の実施を励行すること。また、船内荷役作業主任者に規格を具備した呼吸用保護具が的確に装着されているかを確認させるなど、粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則その他関係法令の遵守のみならず、第10次粉じん

障害防止総合対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進すること。

オ 化学物質その他の原因による健康障害予防対策

化学物質その他の原因による健康障害及び危険物の取扱いによる災害を防止するため、「危険物・有害物事前連絡表」の一層の活用促進を図ること。

また、「危険物・有害物事前連絡表」や「安全データシート（SDS）」の情報等により有害性の恐れがある物質を取扱うに際しては、作業主任者の選任、必要なばく露防止措置の実施、健康診断の実施等必要な措置を励行すること。

さらに、石綿、一酸化炭素中毒等による健康障害を防止するため、必要な措置を講じること。

(2) 心と身体健康確保対策

ア 企業における健康確保措置

有所見率の継続的な増加がみられることから（表9）、定期健康診断の実施を励行するとともに、有所見者に対する二次検診の実施等のフォローアップに努めること。また、産業医や産業保健スタッフの選任等職場内の健康確保体制の充実に努めるとともに、産業保健総合支援センター等の活用を図るなどにより産業保健機能の強化に努めること。

イ 過重労働による健康障害防止対策

恒常的な長時間労働の計画的な削減、深夜業を含む業務に従事する労働者に対する健康診断の確実な実施、長時間労働を行った労働者に対する健康相談の実施等、過重労働による健康障害防止のための体制の整備に努めること。

ウ 職場におけるメンタルヘルス対策等 ●

労働者の心の健康の保持増進を図るため、ストレスチェックの実施、受診の勧奨、高ストレス者に対する相談体制の整備、集団分析を活用した職場環境の改善等に努めるとともに、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（令和2年厚生労働省告示第5号）に基づく取組みをはじめ、職場におけるハラスメント防止対策に取り組むこと。

エ 受動喫煙防止対策

適切な受動喫煙防止対策が、労働者の健康の保持増進に資するものであることから、屋外喫煙所の設置等による分煙の実施などの受動喫煙防止対策に一層取り組むこと。

4 港湾関係者との連携の推進

(1) 港湾関係者との連絡会議の開催

厚生労働省、国土交通省、船主団体等港湾関係者との連絡会議を開催し、港湾荷役作業における労働災害防止についての情報の共有を図ります。また、港湾安全強調期間等における港湾パトロールへの参加要請、ポスター等の配布等により安全衛生活動に係る理解の促進を図ります。

(2) 港湾関係者への要請

ガントリークレーン等の設備や岸壁の改修等の港湾設備の改善、揚荷装置や通路への手すりの設置などの船舶設備の改善、荷役作業時間の確保等について、港湾管理者等の港湾設備の管理者、船主等の船舶設備の管理者、荷役作業の発注者、元請者等の港湾関係者に、情報の共有を図り、作業者の安全衛生への配慮を要請することとします。

第5 組織的な労働災害防止活動の推進

労働災害防止活動の実施に当たって、総支部、支部及び会員事業場は、次に掲げる事項を踏まえ、それぞれ具体的な実行計画を立案し、事業を効果的に推進することとします（別表1）。

1 労働災害防止運動の推進

- (1) 全国港湾労働災害防止大会を実施し、安全衛生意識の高揚を図ること。
- (2) 主要港督励巡視、港湾研修、相互交流パトロール等を実施し、安全衛生水準の向上を図ること。
- (3) 各種安全衛生強調期間の実施により、安全衛生水準の向上を図ること。
- (4) 安全衛生表彰、無災害事業場表彰の実施等により、安全衛生意識の向上を図ること。
- (5) 危険予知活動及び指差呼称運動を推進するとともに、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進を図ること。
- (6) 安全衛生水準の向上を図ろうとする中小規模事業場に対して、本部、または総支部に駐在する安全管理士(員)等を派遣し、職場の実態に応じた安全衛生管理活動の推進を支援すること。

2 安全衛生教育の推進

- (1) 登録教習機関として実施する技能講習の積極的な開催及び適正な運営に努めること。
- (2) 経営トップセミナー、安全衛生セミナー、危険体感研修等を実施し、経営首脳者、管理監督者、作業指揮者、危険有害業務従事者、新規従事者等に対する安全衛生教育の充実を図ること。

特に、令和2年度から開始した危険体感研修に積極的に参加するとともに、新たに作成した新規従事者等に向けた安全衛生教育マニュアルを活用して、会員事業場の雇入れ時教育等の充実・強化を図ること。

- (3) 協会のテキスト、教材の充実・整備と活用を図ること。

3 広報活動及び調査研究等の推進

- (1) 機関誌及び協会ホームページ等による「安全の見える化」の推進事例、災害防止に効果的な作業方法の改善や設備・機器の改善に係る好事例、安全衛生の先駆的な機器の紹介、災害事例、安全衛生のQ & A等の情報提供の充実を図ること。

ヒヤリハット事例の情報のデータベースについては、引き続き事例収集を図り、新たに搭載する等充実を図ること。

また、労働災害情報データベースについて、新たな事例の搭載を行う等充実を図ること。

- (2) 安全衛生用品を充実し、活用の促進を図ること。
- (3) ホームページ、電子メール等にかかる情報セキュリティ対策を推進すること。

4 港湾 14 次防の周知

港湾 14 次防について、各種会議等機会を捉えて周知を行うこと。

5 会員の拡大等

新規参入事業場及び賛助会員への加入促進を図ること。

6 会議の開催

下記の会議等の開催等により協会の組織活動の推進を図ること（別表 2）。

- ① 通常総代会・理事会の開催
- ② 会長・副会長会議の開催
- ③ 常任理事会の開催
- ④ 安全衛生推進委員会の開催
- ⑤ 安全衛生実施委員会の開催
- ⑥ 安全衛生実施協議会の開催
- ⑦ 評価委員会の開催
- ⑧ 総支部・支部事務局事務担当者会議の開催
- ⑨ 安全管理士・安全管理員会議の開催
- ⑩ 各総支部における支部事務局主管者会議の開催

7 関係行政機関、関係諸団体等との連絡・提携・協力関係の一層の強化

次の行政機関、団体の中央・地方組織との連絡・提携・協力関係の強化を図ること。

- ① 厚生労働省、国土交通省等関係行政機関
- ② (一社)日本港運協会等業界団体
- ③ (一社)日本港湾福利厚生協会、各港湾運送事業協同組合、(一財)港湾労働安定協会等港湾関係団体
- ④ (一社)日本倉庫協会、(公社)全日本トラック協会
- ⑤ (一社)日本船主協会、外国船舶協会、日本内航海運組合総連合会、船員災害防止協会等本船関係団体
- ⑥ 港湾管理者、埠頭管理者等港湾施設管理者
- ⑦ (一社)日本産業車両協会、(一社)港湾荷役機械システム協会、日本造船工業会等業種団体
- ⑧ 中央労働災害防止協会及び各業種別労働災害防止団体
- ⑨ 検数、検定の各協会
- ⑩ (独法)労働者健康安全機構

別表 1

労働災害防

業務の分担 実施事項	本部
<p>第4 主な労働災害防止対策</p> <p>1 死亡災害の撲滅に向けた対策の推進 港湾 14 次防の重点的取組み事項</p> <p>① 動力クレーン等を使用した作業における災害 ② フォークリフト等の車両系荷役機械を使用する作業における災害 ③ 海中への転落災害 の対策の推進</p> <p>(1) リスクアセスメントの実施</p> <p>(2) 作業主任者の選任及び安全確認等の職務の励行</p> <p>(3) 動力クレーン等を使用した作業における災害に係る取組み (①)</p> <p>ア 作業前の作業方法、合図方法、避難場所等の周知徹底 イ 地切り後及び巻き下げ時等の一旦停止の励行</p> <p>(4) フォークリフト等の車両系荷役機械を使用する作業における災害に係る取組み (②)</p> <p>ア フォークリフト通行経路、歩行者通路の表示の励行と誘導員の配置 イ 車両系荷役機械に対する工学的対策の促進 ウ 車両系荷役機械等の運転時におけるシートベルトの着用促進</p> <p>(5) 海中への転落の恐れがある作業に係る取組み (③)</p> <p>ア 岸壁と本船間の通行設備の設置の励行 イ 救命胴衣の着用の徹底 ウ 岸壁作業における車両系荷役機械等の海への転落の防止</p>	<p>○ リスクアセスメント研修会の実施</p> <p>○ 船内荷役作業主任者、沿岸荷役主任者等に対する災害事例講習会の実施</p> <p>○ 安全管理士(員)による支援の実施</p> <p>○ 労働災害情報・ヒヤリハット事例・工夫改善事例等の情報提供</p> <p>○ 港湾管理者、船舶設備の管理者等に要請すべき事例の収集と情報の共有</p> <p>○ 安全管理士(員)による支援の実施</p> <p>○ 労働災害情報・ヒヤリハット事例・工夫改善事例等の情報提供</p> <p>○ 車両系荷役機械の安全運転支援設備に係る情報の収集及び提供</p> <p>○ 安全管理士(員)による支援の実施</p> <p>○ 労働災害情報・ヒヤリハット事例・工夫改善事例等の情報提供</p> <p>○ 安全管理士(員)による支援の実施</p>

止 主 要 対 策

総支部・支部	会員事業場
<ul style="list-style-type: none"> ○ リスクアセスメント研修会の実施 ○ 船内荷役作業主任者、沿岸荷役主任者等に対する災害事例講習会の実施 ○ 港湾安全パトロール時の安全確認の実施 ○ 港湾管理者、船舶設備の管理者等に要請すべき事例の収集と情報の共有 ○ 港湾安全パトロール時の安全確認の実施 ○ 車両系荷役機械の安全運転支援設備に係る情報の収集及び提供 ○ 港湾安全パトロール時の安全確認の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ リスクアセスメント研修会への参加 ○ 船内荷役作業主任者等の選任及び職務の励行 ○ 船内荷役作業主任者・沿岸荷役主任者等に対する災害事例講習会への参加 ○ 始業時ミーティングにおける退避場所の確認、KY ボードの作成及び指差唱和の実施 ○ 安全な場所への退避と指差呼称による確認の励行 ○ 地切り時、巻き下げ時及び玉外し後の巻き上げ時の一旦停止及び安全確認の励行 ○ 作業計画の策定及び車両系荷役機械の通行経路・作業範囲の特定 ○ 沿岸荷役主任者等の選任と作業方法、合図方法、退避場所、制限速度の遵守等の周知徹底 ○ フォークリフト通行経路、歩行者通路の区分設定と表示、誘導員の配置の励行、蛍光ベスト等の着用の励行 ○ フォークリフト等の車両系荷役機械に対するバックモニターの設置等の安全運転支援装置の設置の促進 ○ 車両系荷役機械やブルドーザー等を使用して荷役作業を行う際のシートベルト着用の促進 ○ 船内荷役作業主任者等の救命胴衣の着用の確認等の職務の励行 ○ 岸壁と本船間の通行設備の設置の励行 ○ 海への転落の危険のある個所での作業における救命胴衣の着用の徹底 ○ 作業区域の設定、誘導員の配置等による車両系荷役機械等の海への転落防止措置の実施

業務の分担 実施事項	本 部
<p>2 労働災害の大幅な減少を目指した対策の推進</p> <p>(1) 類型別の災害防止対策（●は、重点事項）</p> <p>ア 墜落・転落による災害の防止</p> <p>(ア) 高所作業の削減や囲い・手すりの設置などの本質的対策、工学的対策の検討</p> <p>●(イ) 親綱等の設置及び墜落制止用器具の使用の励行</p> <p>●(ウ) 船内荷役作業主任者等の選任と職務の励行</p> <p>イ はさまれ、巻き込まれ災害の防止</p> <p>(ア) 作業計画の策定</p> <p>●(イ) 作業計画の策定及び船内荷役作業主任者・沿岸荷役主任者の選任と職務の励行</p> <p>(ウ) 非定常作業への対処方法の周知</p> <p>●(エ) 揚貨装置・クレーン等による作業の危険の低減</p> <p>(オ) 車両系荷役機械による作業の危険の低減</p> <p>ウ 転倒災害の防止</p> <p>●(ア) 4S活動の徹底等</p> <p>(イ) 安全な作業方法の決定と不安全行動の禁止</p> <p>(ウ) 筋力等の維持</p> <p>エ 高年齢労働者対策</p> <p>(ア) エイジフレンドリーガイドラインに基づく取組</p> <p>(イ) 転倒災害防止対策(再掲)</p> <p>(2) 事業場における安全衛生対策の強化（●は、重点事項）</p> <p>●ア 経営トップの主導による安全衛生管理の充実</p> <p>●イ 職場の危険を低減するための対策の推進</p> <p>ウ 労働者の作業行動に起因する災害の防止</p>	<p>○ 船内荷役作業主任者・沿岸荷役主任者等に対する災害事例講習会の実施</p> <p>○ 労働災害情報・ヒヤリハット事例・工夫改善事例等の情報提供</p> <p>○ 必要に応じたフルハーネス型墜落制止用器具特別教育講師養成研修の実施</p> <p>○ 安全管理士(員)による支援の実施</p> <p>○ 船内荷役作業主任者・沿岸荷役主任者等に対する災害事例講習会の実施</p> <p>○ 労働災害情報・ヒヤリハット事例・工夫改善事例等の情報提供</p> <p>○ 安全管理士(員)による支援の実施</p> <p>○ 「STOP！転倒災害プロジェクト」の周知・啓発</p> <p>○ 労働災害情報・ヒヤリハット事例・工夫改善事例等の情報提供</p> <p>○ 安全管理士(員)による支援の実施</p> <p>○ 安全衛生セミナー等の実施等による周知啓発</p> <p>○ 経営トップセミナーの実施</p> <p>○ リスクアセスメント活動・危険予知活動・ヒヤリハット活動・指差呼称運動等の日常的な安全衛生管理活動への支援</p> <p>○ 始業時のツールボックスミーティングによる危険予知活動への支援</p> <p>○ 安全管理士(員)による支援の実施</p> <p>○ 労働災害情報・ヒヤリハット事例・工夫改善事例等の情報提供</p> <p>○ 「安全の見える化」事例等の情報の収集・提供</p> <p>○ 安全管理士(員)による支援の実施</p>

総支部・支部	会員事業場
<ul style="list-style-type: none"> ○ 船内荷役作業主任者・沿岸荷役主任者等に対する災害事例講習会の実施 ○ 港湾安全パトロール時の安全確認の実施 ○ 必要に応じたフルハーネス型墜落制止用器具特別教育の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 船内荷役作業主任者・沿岸荷役主任者等に対する災害事例講習会の参加 ○ 作業床の設置、開口部等への手すり等の設置などの墜落防止措置の実施 ○ 手すり等の墜落防止措置が困難な場所での墜落制止用器具の使用の励行 ○ 作業方法の変更による高所作業の削減や墜落危険箇所への囲い・手すり等の設置
<ul style="list-style-type: none"> ○ 船内荷役作業主任者・沿岸荷役主任者等に対する災害事例講習の実施 ○ 港湾安全パトロール時の安全確認の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 荷の巻き上げ・巻き下げ時の指差呼称による退避確認の励行 ○ フォークリフト通行経路、歩行者通路の区分設定と表示、誘導員の配置の励行、蛍光ベスト等の着用の励行 ○ 船内荷役作業主任者・沿岸荷役主任者・作業指揮者の選任・適正配置及び職務の励行
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「STOP！転倒災害プロジェクト」の周知・啓発 ○ 港湾安全パトロール時の安全確認の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通路の障害物・凹凸の解消・照度の確保、4S活動等の「STOP！転倒災害プロジェクト」の実施
<ul style="list-style-type: none"> ○ 高年齢労働者の健康確保対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ エイジフレンドリーガイドラインを踏まえた高年齢労働者の健康確保対策の実施
<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営トップの参加による安全パトロールの実施 ○ 安全衛生関係の研修会実施等による支援 ○ リスクアセスメント活動・危険予知活動・ヒヤリハット活動・指差呼称運動等の日常的な安全衛生管理活動への支援 ○ 始業時のツールボックスミーティングによる危険予知活動への支援 ○ 港湾安全パトロールによる安全確認の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営トップによる安全最優先の表明と安全衛生管理体制の充実・強化 ○ 経営トップの参加による安全パトロールの実施 ○ 始業時のツールボックスミーティングによる危険予知活動・KYボードの作成 ○ リスクアセスメント活動・ヒヤリハット活動・指差呼称運動等の日常的な安全衛生管理活動の継続的な実施
<ul style="list-style-type: none"> ○ ヒヤリハット事例・工夫改善事例等の収集と情報の共有 ○ 「安全の見える化」事例等の収集と情報の共有 ○ 港湾安全パトロールによる安全確認の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現場の作業条件や作業方法の見直しの推進 ○ 「安全の見える化」の推進

実施事項	業務の分担 本 部
<p>●エ 作業主任者の選任と職務の励行</p> <p>オ 交通労働災害防止ガイドラインの順守</p> <p>●カ 雇入れ時の教育をはじめとする安全衛生教育等の充実</p> <p>キ 社内パトロール</p> <p>(3) 港全体で取り組む自主的な安全衛生活動の推進</p> <p>ア 安全パトロールの実施による災害防止規程の遵守にむけての助言・指導</p> <p>イ 指差呼称推進運動の活性化への支援</p> <p>ウ リスクアセスメント対策・危険予知活動</p> <p>エ 災害情報及び安全の「見える化」や工夫改善事例等の共有化の推進</p> <p>オ 全国港湾労働災害防止大会の実施等による安全衛生気運の醸成</p> <p>カ 中小規模事業場に対する安全管理士(員)等による支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 技能講習等各種テキストの作成、見直しの実施 ○ 交通労働災害防止ガイドラインの周知 ○ 「雇入れ時等安全衛生研修資料」の活用促進 ○ 危険体感研修等の実施 ○ 安全管理士(員)による支援の実施 ○ 事業計画の作成、安全衛生推進委員会の開催 ○ 港湾安全パトロールの効果的な実施への支援、相互交流パトロールの実施への勧奨 ○ 港湾安全パトロール、安全衛生セミナー等による災害防止規程の周知・遵守の促進 ○ 災害防止規程及び解説書の普及 ○ 安全管理士(員)による支援の実施 ○ 指差呼称強調月間(6月)の主唱 ○ 指差呼称定着化研究会・指差呼称指導員研修の開催 ○ 港湾安全パトロール時の指差呼称の定着への支援 ○ 指差呼称実施の好事例の収集等、普及啓発用品の作成・配布 ○ 安全管理士(員)等による支援 ○ リスクアセスメント研修会の実施 ○ 労働災害情報データベース掲載情報の更新 ○ ヒヤリハット事例データベース掲載情報の更新 ○ 安全の「見える化」及び工夫改善事例等の収集と会員事業場への情報提供 ○ 全国港湾労働災害防止大会の開催 ○ 経営トップセミナーの開催 ○ 管理監督者等に対する安全衛生セミナー等の開催 ○ 各強調期間の実施要領の作成・周知 ○ 安全管理士(員)による支援の調整

総支部・支部	会員事業場
<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種技能講習、安全教育の積極的な開催 ○ 交通労働災害防止ガイドラインの周知 ○ 安全管理士(員)による支援の実施 ○ 「雇入れ時等安全衛生研修資料」の活用促進 ○ 危険体感研修等の受講勧奨の実施 ○ 作業現場指導推進委員会の開催、港湾安全パトロールの効果的な実施、相互交流パトロールへの参加・受入れ ○ 港湾安全パトロールの実施による災害防止規程の遵守にむけての助言・指導 ○ 災害防止規程及び解説書の頒布 ○ 安全管理士(員)による支援の実施 ○ 指差呼称強調月間の実施 ○ 指差呼称の定着を主眼とする講習会の実施及び支援 ○ 港湾安全パトロール時の指差呼称の率先実施と定着への支援 ○ 指差呼称実施の好事例の収集等、普及啓発用品の配布 ○ 安全管理士(員)等による支援 ○ リスクアセスメント研修会の実施 ○ 労働災害情報データベースの周知・活用 ○ ヒヤリハット事例データベースの活用 ○ 安全の「見える化」及び工夫改善事例等の収集・報告と普及促進 ○ 全国港湾労働災害防止大会への協力、参加勧奨 ○ 経営トップセミナー等への参加勧奨 ○ フォアマン・職長等に対する安全衛生セミナー等への参加勧奨 ○ 各強調期間における各種行事の実施 ○ 安全管理士(員)による支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種作業主任者の選任と職務の励行 ○ 交通労働災害防止ガイドラインに定められた管理体制の確立 ○ 交通労働災害防止ガイドラインに基づく交通安全情報マップの作成・周知などの走行管理及び教育等の実施 ○ 「雇入れ時等安全衛生研修資料」の活用等による雇入れ時教育の積極的な実施 ○ 危険体感研修、各種特別教育、能力向上教育への参加または実施 ○ 安全パトロールや指差唱和の交代制での実施などの安全衛生活動の実施 ○ 港湾安全パトロールへの積極的な参加 ○ 防災規程の遵守、作業員への周知 ○ 災害防止規程に基づく安全作業の検討・実施 ○ 安全管理士(員)等の積極的な活用 ○ 指差呼称強調月間における集中的な取組 ○ 経営トップの指差呼称運動取組の表明 ○ 始業時・作業の要所要所における指差呼称の実施 ○ 指差呼称指導員の指名及び指導員による指差呼称定着にむけた取組の推進 ○ 安全パトロール時における指差呼称の実施及び実施状況の確認 ○ 指差呼称指導員研修等への積極的な参加 ○ リスクアセスメント研修会への参加 ○ 労働災害情報データベースの活用 ○ ヒヤリハット事例データベースの活用 ○ 安全の「見える化」、工夫改善の取組促進・報告 ○ 全国港湾労働災害防止大会への積極的な参加 ○ 経営トップセミナーへの積極的な参加 ○ 安全衛生セミナーへの積極的な参加 ○ 各強調期間における安全衛生総点検等の実施 ○ 各強調期間における各種行事への積極的な参加

実施事項	業務の分担	本 部
<p>3 労働者の健康対策の推進（●は、重点事項）</p> <p>(1) 職業性疾病等による健康障害予防対策</p> <p>●ア 熱中症予防対策</p> <p>●イ 腰痛予防対策</p> <p>●ウ 酸素欠乏症予防対策</p> <p>エ 粉じん障害防止対策</p> <p>オ 化学物質その他の原因による健康障害予防対策</p> <p>(2) 心と身体 の健康確保対策</p> <p>ア 企業における健康確保措置</p> <p>イ 過重労働による健康障害防止対策</p> <p>●ウ 職場におけるメンタルヘルス対策等</p> <p>エ 受動喫煙防止対策</p> <p>4 港湾関係者との連携の推進</p> <p>ア 港湾関係者との連絡会議の開催</p> <p>イ 港湾関係者への要請</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ STOP 熱中症クールワークキャンペーンの実施 ○ 工夫改善事例等の情報の収集及び周知 ○ 安全管理士(員)による支援の実施 ○ 危険有害物事前連絡表の提出の周知 ○ 安全管理士(員)による支援の実施 ○ 一般健康診断・じん肺等の特殊健康診断に関する情報の提供 ○ 二次健診等に関する情報の提供 ○ 産業保健機能の強化に係る情報の提供 ○ 安全衛生セミナー等の実施等による周知啓発 ○ 過重労働対策に関する情報収集と提供 ○ メンタルヘルス対策及びハラスメント対策に関する情報収集と提供 ○ 安全衛生セミナー等の実施等による周知啓発 ○ 関係省庁、関係団体との連絡会議の開催 ○ 港湾安全パトロールへの参加要請及びポスター等の配布等 ○ 港湾設備・船舶設備等に関する事例の収集及び情報提供 ○ 荷役作業時間の確保・危険物有害物事前連絡に関する必要に応じた要請の実施

総支部・支部	会員事業場
<ul style="list-style-type: none"> ○ STOP 熱中症クールワークキャンペーンの実施 ○ 港湾安全パトロール時の WBGT 値の測定等による熱中症防止対策の支援 ○ 安全衛生関係の研修会・部会の実施等による支援 ○ 安全衛生関係の研修会・部会の実施等による支援 ○ 安全衛生関係の研修会・部会の実施等による支援 ○ 危険有害物事前連絡表の提出の徹底と有効活用の促進 ○ 危険物有害物等の安全作業実施についての指導援助 ○ 一般健康診断・じん肺等の特殊健康診断に関する情報の提供 ○ 二次健診等に関する情報の提供 ○ 産業保健機能の強化に係る情報の提供 ○ 過重労働による健康障害防止対策の支援 ○ メンタルヘルス対策及びハラスメント対策に関する情報収集と提供 ○ 受動喫煙防止対策の実施の支援 ○ 港湾関係者への機関誌及びポスター等の配布等 ○ 港湾安全パトロールへの参加要請 ○ 港湾設備・船舶設備等に関する事例の収集及び情報提供 ○ 荷役作業時間の確保・危険物有害物事前連絡に関する必要に応じた要請の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ STOP 熱中症クールワークキャンペーンの実施 ○ WBGT 値の把握と熱中症防止対策の実施 ○ 作業開始時の健康状態の確認等の適切な健康管理の実施 ○ 腰痛予防対策の実施 ○ 酸素濃度測定の実施、保護具の整備等の酸素欠乏予防対策の実施 ○ 船倉内での鉱物のかき落とし作業等における呼吸用保護具の着用等の粉じん障害予防対策の実施 ○ 危険有害物事前連絡表の活用 ○ 化学物質等による健康障害予防対策の実施 ○ 一般健康診断・じん肺等の特殊健康診断の実施の励行 ○ 有所見者への二次健診等の実施 ○ 産業医・産業保健スタッフの選任、産業保健総合支援センターの活用等による産業保健機能の強化 ○ 過重労働による健康障害防止対策の実施 ○ 時間外・休日労働月80時間超えの労働者等に対する面接指導の適切な実施 ○ ストレスチェックの実施、高ストレス者への相談体制の整備 ○ ハラスメント防止の方針の表明、相談体制の整備 ○ 受動喫煙防止対策の実施 ○ 港湾管理者、船舶設備の管理者に要請すべき事例の把握、総支部・支部への情報提供 ○ 港湾設備・船舶設備等の点検と必要に応じた改善要請 ○ 港湾管理者、船主等との連携の促進

実施事項	業務の分担	本 部
<p>第5 組織的な労働災害防止活動の推進</p> <p>1 労働災害防止運動の推進</p> <p>(1) 労働災害防止大会の開催等</p> <p>ア 全国港湾労働災害防止大会の開催 10月18日(金)東京都大田区</p> <p>イ 地区港湾安全衛生大会の開催</p> <p>ウ 全国産業安全衛生大会に協賛</p> <p>エ 会員事業場における安全衛生大会の開催等</p> <p>(2) 主要港督励巡視、港湾安全パトロール等の実施</p> <p>ア 主要港督励巡視 7月23日(火)～26日(金) 横浜―名古屋―神戸―博多の各港</p> <p>イ 港湾研修 10月17日(木)～18日(金)東京港</p> <p>ウ 港湾安全パトロール 経営首脳者等によるパトロールの実施</p> <p>エ 相互交流パトロール</p> <p>(3) 安全衛生強調期間の実施</p> <p>ア 指差呼称強調月間 6月1日～6月30日</p> <p>イ 港湾労働安全強調期間 7月1日～9月30日(準備月間6月)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国港湾労働災害防止大会の主催 ○ 関係機関への協力要請 ○ 地区安全衛生大会の開催の支援 ○ 大会への協賛 ○ 会員事業場の安全衛生大会の開催への支援 ○ 督励巡視の実施 ○ 巡視結果報告書の作成、周知 ○ 港湾研修の実施 ○ 安全衛生推進委員会等の開催 ○ 安全管理士(員)による指導、助言の実施 ○ 相互交流パトロールの調整及び実施 ○ 安全管理士(員)による指導、助言の実施 ○ 運動を主唱し、実施要領を定め会員事業場へ周知 ○ 指差呼称定着化研究会、指差呼称指導員研修等の実施 ○ 普及啓発用品(ポスター・垂幕・ワッペン)の作成、頒布 ○ 運動を主唱し、実施要領を定め会員事業場へ周知 ○ 関係機関(船主協会、港湾管理者等)に対する協力要請 ○ ポスター、垂幕等の作成、頒布

総支部・支部	会員事業場
<ul style="list-style-type: none"> ○ 会員事業場への参加の勧奨 ○ 開催地においては、大会を開催 ○ 地区港湾安全衛生大会の開催 ○ 全国産業安全衛生大会への参加の勧奨 ○ 安全衛生大会等の開催の勧奨 ○ 団員としての参加を勧奨 ○ 巡視港、関係総支部・支部は実施及び協力 ○ 港湾研修開催地の総支部・支部は実施及び協力 ○ 会員事業場に対する参加勧奨 ○ 総支部・支部主管者の会議への参加 ○ 安全衛生推進委員会への参加 ○ パトロールの計画及び定期的な実施。 ○ 経営首脳者への参加勧奨 ○ 点検項目の設定、パトロール結果のまとめ、会員事業場への周知 ○ 相互交流パトロールへの参加 ○ 相互交流パトロールへの受入れ ○ 運動実施要領の周知徹底 ○ 部会・委員会活動における指差呼称運動の意義等の確認 ○ 期間中の港湾安全パトロールの強化 ○ 運動実施要領の周知徹底 ○ 部会・委員会活動の活性化 ○ 期間中の港湾安全パトロールの強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係者の積極的な参加 ○ 地区大会への積極的な参加 ○ 関係者の参加 ○ 社内安全衛生大会等の実施 ○ 団員として積極的に参加 ○ 関係者の積極的な参加 ○ 積極的な参加 ○ 経営首脳のパトロールへの積極的な参加 ○ 総支部・支部の現場安全指導推進会議等への参加 ○ 関係者の港湾安全パトロールへの積極的な参加 ○ チェックリストによる点検、是正確認、記録の整備 ○ パトロールの結果、対策等を実施 ○ 相互交流パトロールへの積極的な参加 ○ 実施要領に基づき、社内の指差呼称運動の実施 ○ ポスター、垂幕等の掲出 ○ 経営首脳者から従業員に対し指差呼称運動実施の呼びかけ ○ 経営首脳者の現場巡視の強化 ○ 指差呼称指導員による指差呼称の実施状況の確認・指導 ○ 実施要領に基づき、社内の実施計画の策定 ○ ポスター、垂幕等の掲出 ○ 経営首脳者から従業員及びその家族に対し安全の呼びかけ ○ 経営首脳者の現場巡視の強化 ○ 設備・用具・保護具等の点検整備の徹底 <p style="text-align: right;">(対象 別紙1等)</p>

業務の分担 実施事項	本 部
<p>ウ 港湾労働衛生強調月間 10月1日～10月31日(準備月間9月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運動を主唱し、実施要領を定め会員事業場へ周知 ○ 関係機関(船主協会、港湾管理者等)に対する協力要請 ○ ポスター、垂幕等の作成、頒布
<p>エ 年末年始港湾無災害強調期間 12月16日～1月15日 (東京・神奈川総支部は、12月1日～1月31日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運動を主唱し、実施要領を定め会員事業場へ周知 ○ 関係機関(船主協会、港湾管理者等)に対する協力要請 ○ ポスター、垂幕等の作成、頒布
<p>(4) 安全衛生表彰、無災害表彰等</p> <p>ア 安全衛生表彰(事業場、個人等) 安全・衛生の推進について、その功績が極めて顕著な事業場、団体及び個人に対する表彰の実施</p> <p>イ 無災害事業場表彰 港湾労災防止協会無災害記録表彰の実施</p> <p>ウ 安全優良職長厚生労働大臣顕彰</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全・衛生表彰規程に基づく表彰の実施 ○ 無災害事業場表彰規程に基づく表彰の実施 ○ 推薦のとりまとめ ○ 顕彰制度の周知
<p>(5) 危険予知活動の推進と指差呼称運動の推進</p> <p>ア 危険予知活動、指差呼称運動の推進 総支部・支部等に設置している指差呼称運動推進協議会の活動を通して、危険予知・指差呼称の定着、推進</p> <p>イ リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ セミナー、研修会等の実施 ○ 機関誌等による広報の実施 ○ 指差呼称定着化研究会の実施 ○ 指差呼称指導者研修等の実施 ○ セミナー、研修会等の実施 ○ 安全管理士による導入に向けた支援 ○ 機関誌等による広報の実施
<p>(6) 安全管理士(員)による安全管理活動への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全管理士(員)による支援の調整

総支部・支部	会員事業場
<ul style="list-style-type: none"> ○ 運動実施要領の周知徹底 ○ 部会・委員会活動の活性化 ○ 期間中の港湾安全パトロールの強化 ○ 運動実施要領の周知徹底 ○ 部会・委員会活動の活性化 ○ 期間中の港湾安全パトロールの強化 ○ 本部表彰規程の周知及び協会本部へ表彰事業場の推薦 ○ 総支部・支部の表彰規程の整備及び表彰の実施 ○ 本部表彰規程の周知及び協会本部へ表彰事業場の推薦 ○ 推薦のとりまとめ ○ 総支部・支部の表彰規程を整備し推薦候補者を選定する ○ 危険予知活動、指差呼称運動の周知及び気運の醸成 ○ 指差呼称指導者研修等の実施 ○ 指差呼称定着化研究会への参加勸奨 ○ 指差呼称実践者養成の勸奨 ○ 研修会等の実施 ○ 安全管理士(員)による支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実施要領に基づき、社内の実施計画の策定 ○ ポスター、垂幕等の掲出 ○ 経営首脳者から従業員及びその家族に対し健康維持増進の呼びかけ ○ 健康診断、健康相談、健康増進行事等の実施 ○ 設備・用具・保護具等の点検整備の徹底 (対象 別紙1等) ○ 経営首脳者の現場巡視の強化 ○ 実施要領に基づき、社内の実施計画の策定 ○ ポスター、垂幕等の掲出 ○ 経営首脳者から従業員及びその家族に対し安全の呼びかけ ○ 受賞候補者の推薦、資料の提出 ○ 作業場、職場単位で個人の安全・衛生に関する社内表彰の実施 ○ 推薦資料の提出 ○ 推薦資料の提出 ○ 危険予知活動、指差呼称運動の積極的な実施 ○ 指差呼称定着化研究会への積極的な参加 ○ 指差呼称指導者の積極的な養成、研修への参加 ○ リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムの積極的な導入

実施事項	業務の分担 本 部
<p>2 安全衛生教育の推進</p> <p>(1) 技能講習の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象 別紙2 ○ 受講生確保のため技能講習内容の充実、広報の強化 ○ 講師の計画的な養成 <p>(2) 各種教育の実施</p> <p>ア 経営首脳者等に対する安全衛生教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象 別紙3 ○ フォアマン等(港湾荷役の総括的監督等)の安全衛生管理能力の向上の促進 <p>イ 作業員・作業指揮者等に対する安全衛生教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象 別紙4 <p>ウ 能力向上教育等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象 別紙5、別紙6 特に船内荷役作業主任者、安全衛生推進者等に対する能力向上教育の徹底 <p>エ 危険有害業務従事者等の教育の実施(法 60 の2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象 別紙7 特に、揚貨装置運転士、フォークリフト運転業務従事者等に対する安全衛生教育の徹底 <p>オ 特別教育の実施(法 59③)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象 別紙8 特に、ストラドルキャリアー運転業務、フルハーネス型墜落制止用器具使用作業従事者、酸素欠乏危険作業に係る安全衛生教育の徹底 <p>カ 新規従事者教育</p> <p>(3) テキスト・教材の充実整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ テキストの改訂・充実 ○ 技能講習等の広報の強化 ○ テキスト等の斡旋 ○ 技能講習等の適正な実施についての指導援助 <ul style="list-style-type: none"> ○ 経営トップセミナーの実施 ○ フォアマンを対象とした安全衛生セミナーの実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ テキスト等のあっせん <ul style="list-style-type: none"> ○ テキストの普及(安全衛生推進者、船内荷役作業主任者能力向上教育用)テキスト等のあっせん ○ 船内荷役作業主任者等に対する災害事例講習会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ 港湾荷役作業に即した教材の作成 ○ テキスト等のあっせん <ul style="list-style-type: none"> ○ ストラドルキャリアーの教育実施 ○ フルハーネス型墜落制止用器具使用作業に係る特別教育講師養成研修等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ 危険体感研修の実施 ○ 「雇入れ時安全衛生研修資料」の活用促進 ○ 新規従事者等に対する教育への支援 <ul style="list-style-type: none"> ○ 時宜に応じたテキスト・教材の充実整備

総支部・支部	会員事業場
<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種講習会の計画的な実施 ○ 有資格者の養成、配置についての指導・援助 ○ 技能講習等の実施 ○ 技能講習の内容充実 ○ 経営トップセミナーへの参加の要請 ○ 安全衛生セミナーにフォアマン等の参加の要請 ○ テキスト等の紹介、あっせん ○ 船内荷役作業主任者等に対する能力向上教育実施の周知、教育の実施 ○ 船内荷役作業主任者等に対する災害事例講習会の実施 ○ テキスト等の紹介、あっせん ○ テキスト等の紹介、あっせん ○ フルハーネス型墜落制止用器具使用作業に係る特別教育講師養成研修等の実施等 ○ 新規従事者教育への安全衛生教育に対する支援等 ○ 「雇入れ時安全衛生研修資料」の活用促進 ○ 新規従事者等に対する教育への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受講資格を有する者の積極的受講 ○ 経営首脳者等の積極的なセミナー等への参加 ○ フォアマン等の安全衛生管理能力の向上を図るため、安全衛生セミナーへの参加 ○ 各種安全衛生教育の積極的な実施、研修への参加 ○ 積極的な能力向上教育等の受講及び実施 ○ 積極的な安全衛生推進者能力向上教育インストラクター研修への参加 ○ 安全衛生教育等の積極的な受講及び実施 ○ 特別教育の積極的な受講及び実施 ○ フルハーネス型墜落制止用器具使用作業に係る特別教育の実施 ○ 新規従事者教育への安全衛生教育の実施 ○ 「雇入れ時安全衛生研修資料」の活用による新規従事者教育の積極的な実施

実施事項	業務の分担	本 部
<p>3 広報活動及び調査研究等の推進</p> <p>(1) 機関誌、ホームページの充実</p> <p>ア 機関誌「港湾防災」の内容の充実と頒布部数の拡大</p> <p>イ ホームページによる情報発信の強化</p> <p>(2) 安全衛生用品の充実及び活用</p> <p>(3) ホームページ、電子メール等にかかる情報セキュリティの強化</p> <p>4 港湾における第14次労働災害防止計画の周知</p> <p>5 会員の拡大等</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 編集、発刊(毎月1回) ○ モニター制実施要領に基づきアンケート実施 ○ 機関誌の内容充実(行政通達、指針、災害事例析・改善事例・会員事業場の安全衛生活動等の紹介) ○ ホームページの整備 ○ ヒヤリハット事例データベース搭載情報の更新 ○ 労働災害情報データベース搭載情報の更新 ○ 用品の品揃えの充実 ○ 機関誌「港湾防災」による紹介 ○ 情報セキュリティ対策の強化 ○ 労働災害防止計画の周知 ○ ホームページ等で加入促進PR

総支部・支部	会員事業場
<ul style="list-style-type: none"> ○ 行事等に関する情報の本部への報告 ○ 記事資料の提供 ○ 執筆者への原稿依頼 ○ ホームページの周知及び掲載すべき情報の収集・報告 ○ 情報の収集 ○ カタログ等の周知 ○ 用品の斡旋、頒布 ○ 情報セキュリティ対策の強化 ○ 労働災害防止計画の周知 ○ 新規参入会員事業場への加入勧奨 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 回覧等による職場への浸透 ○ ミーティング資料としての活用 ○ 寄稿 ○ ホームページの活用及び掲載すべき情報の提供 ○ 情報の活用・提供

別表 2

令和6年度 本部行事 実施計画(会議・研修等)

		令和6年										令和7年				
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
1	理事会・通常総代会			12 都内												
2	会長・副会長会議、 常任理事会		23 都内													21 都内
3	会長・副会長会議 (安全・衛生表彰委員会)							6 本部								
4	評価委員会										5 本部					
5	安全衛生推進委員会							19 都内								
6	安全衛生推進委員会 安全衛生実施委員会															6 都内
7	安全衛生実施協議会				11 都内											
8	総支部・支部 事務局担当者会議									7 都内						
9	安全管理士(員)会議 (個別・集団支援推進会議)	10~11 都内											14~15 未定			
10	主要港督励巡視 (横浜~名古屋~神戸~博多港)				23~26											
11	全国港湾労働災害防止大会									18 東京						
12	港湾研修(全国大会開催港)									17~18 東京						
13	経営トップセミナー														13 都内	
14	各地区安全衛生セミナー							6 函館		19 名古屋	5 千葉	27 東京	7 大阪			
										11 横浜						
15	安全管理者選任時研修		27~28 横浜													
16	ストラドルキャリアー 初任時教育					9 横浜										
17	ストラドルキャリアー 定期/随時教育							13 名古屋								
18	ストラドルキャリアー インストラクター養成研修								31 神戸							
19	指差呼称定着化研究会等			20~21 三島	4 仙台											
20	リスクアセスメント研修							26 広島	23 今治						20 神戸	
21	船内荷役作業主任者・沿岸荷役主任 者等に対する災害事例講習会									6 北九州						
22	危険体感研修		31 神戸						4 神戸							
23	各種強調期間(月間)			指差 呼称 (1-30)	労働安全 (7/1-9/30)				労働 衛生 (1-31)		年末年始無災害 (12/16-1/15)					
24	無災害記録表彰/ 永年勤続職員表彰				無災害 1日付			永年 1日付								
25	港運関係5団体合同 賀詞交歓会												上旬 都内			
26	安全衛生優良職長 厚生労働大臣表彰												下旬 都内			
27	全国産業安全衛生大会/ 緑十字賞表彰(中災防)									13~15 広島						

注1 各月の行事については、上段が開催日、下段が開催場所等を表す。

注2 No.21「船内荷役作業主任者・沿岸荷役主任者等に対する災害事例講習会」の日程については、今後追加予定。

点検・検査対象一覧

作業開始前等点検

点 検 対 象	関係規則
フォークリフト	則 151 の 25
ショベルローダー	則 151 の 34
フォークローダー	〃
ストラドルキャリアー	則 151 の 41
ブル・ドーザー	則 170
トラクター・ショベル	〃
繊維ロープ (貨物自動車)	則 151 の 69
コンベヤー	則 151 の 82
ハッチビーム	則 456
ハッチ・ボード	〃
揚貨装置	則 465
スリング	則 476
クレーン	ク 36
クレーン (暴風後等)	ク 37
移動式クレーン	ク 78
デリック	ク 121
デリック (暴風後等)	ク 122
玉掛用具	ク 220

特定自主検査
(年次検査)

検 査 対 象	関係規則
フォークリフト	則 151 の 24
ブル・ドーザー	則 169 の 2
トラクター・ショベル	〃

定期自主検査
(月例検査)

検 査 対 象	関係規則
フォークリフト	則 151 の 22
ショベルローダー	則 151 の 32
フォークローダー	〃
ストラドルキャリアー	則 151 の 39
ブル・ドーザー	則 168
トラクター・ショベル	〃
クレーン	ク 35
移動式クレーン	ク 77
デリック	ク 120

定期自主検査
(年次検査)

検 査 対 象	関係規則
フォークリフト	則 151 の 21
ショベルローダー	則 151 の 31
フォークローダー	〃
ストラドルキャリアー	則 151 の 38
ブル・ドーザー	則 167
トラクター・ショベル	〃
クレーン	ク 34
移動式クレーン	ク 76
デリック	ク 119

注) 特定自主検査は、事業内検査者又は検査業者が実施する。

◎関係法令等略記号一覧

法 労働安全衛生法	ク クレーン等安全規則
令 労働安全衛生法施行令	酸 酸素欠乏症等防止規則
則 労働安全衛生規則	特 特定化学物質障害予防規則
四 四アルキル鉛中毒予防規則	程 港湾貨物運送事業労働災害防止規程
粉 粉じん障害防止規則	

技 能 講 習 等

対 象	関 係 法 令 等		備 考
1 はい作業主任者	法 14 則 16 程137	令 6 (12) 則428	総支部
2 船内荷役作業主任者	法 14 則 16 程 30	令 6 (13) 則450	"
3 酸素欠乏危険作業主任者	法 14 則 16 程 49、136 241、264	令 6 (21) 酸11	"
4 床上操作式クレーン運転業務 (つり上げ荷重5トン以上)	法 61 則 41 程 63、145	令20(6) ク22	"
5 小型移動式クレーン運転業務 (つり上げ荷重1トン以上 5トン未満)	"	令20(7) ク68	"
6 フォークリフト運転業務 (最大荷重1トン以上)	法 61 則 41 程 80、162	令20(11)	"
7 ショベルローダー運転業務 (最大荷重1トン以上)	"	令20(13)	"
8 フォークローダー運転業務 (最大荷重1トン以上)	"	"	"
9 ブル・ドーザー等車両系 建設機械運転業務 (機体重量3トン以上)	"	令20(12)	"
10 玉掛け業務 (制限荷重1トン以上揚貨装 置、つり上げ荷重1トン以 上クレーン等)	法 61 則 41	令20(16)	"
11 沿岸荷役主任者	程119	昭54. 5. 2 基発第212号 昭54. 5. 22港湾防災発第52号	"

別紙 3

経営首脳者等に対するセミナー等

対 象	関 係 法 令 等		備 考
1 経営トップ・セミナー	程280	昭51. 2. 20基発第217号 昭59. 3. 26基発第148号 平3. 1. 21基発第 39号 改正 平28. 10. 12基発第1012第1号	本 部
2 経営首脳者安全衛生セミナー	〃	〃	〃
3 管理監督者等安全衛生セミナー	〃	〃	〃

別紙 4

作業員・作業指揮者等に対する教育

対 象	関 係 法 令 等		備 考
1 作業員 (雇入れ時、作業内容変更時)	法 59 則 35 程275	昭59. 3. 26基発第148号 平3. 1. 21基発第 39号 平28. 10. 12基発1012第1号	総支部
2 ストラドルキャリア稼働 区域内運転従事者	法 59 則 35 程275	昭60. 4. 5基発第185号の3 昭61. 12. 22基発第863号 平4. 12. 21基発第659号	〃
3 積卸し作業指揮者	法 21 則420 法60(準ずる) 程277	昭60. 3. 13基発第133号	総支部 指名時
4 車両系荷役運搬機械等の 作業指揮者	法 20 則151の4 法60(準ずる) 程277	平2. 3. 1 基発第114号 平4. 12. 11基発第650号	〃
5 高年齢労働者		昭59. 3. 26基発第148号 平3. 1. 21基発第 39号 平28. 10. 12基発1012第1号	総支部 高齢時

注) 「備考」欄の高齢時教育はおおむね 45 歳に達したとき、指名時は当該職務に始めて指名されたとき

別紙 5

能力向上教育

対象	関係法令等		備考
1 安全管理者	法19の2 程282	平3.1.21基発第39号 平4.3.17基発第124号 平4.6.1基発第319号 平9.2.3基発第66号 改正 平28.10.12基発1012第1号	本部 総支部 初任時 定期時 随時
2 衛生管理者	〃	平3.1.21基発第39号 平6.2.17基発第82号 平9.2.3基発第66号 改正 平28.10.12基発1012第1号	〃
3 安全衛生推進者	〃	平2.3.15基発第131号 平9.2.3基発第66号 改正 平28.10.12基発1012第1号	〃
4 船内荷役作業主任者	〃	平2.11.6基発第677号	〃
5 特定化学物質作業主任者	〃		〃
6 有機溶剤作業主任者	〃	平4.6.10基発第330号	〃
7 揚貨装置運転士	〃	〃	本部 総支部

- 注：1 初任時教育（当該業務に初めて従事するときに受講）
 2 定期教育（初任時から、おおむね5年ごとに受講）
 3 随時教育（機械設備等に大幅な変更があったときに受講）
 4 再任時教育（おおむね5年間業務から離れていた者が選任されたときに受講）
 5 平元5.22能力向上教育指針第1号、平2.12.1能力向上教育指針第2号、平6.1.14能力向上教育指針第3号を参照のこと。

別紙 6

安全教育（能力向上教育に準じる。）

対象	関係法令等		備考
1 移動式クレーン定期自主検査者	程282	昭59.10.9基発第546号 平3.1.21基発第39号 平9.2.3基発第66号 改正 平28.10.12基発1012第1号	総支部
2 移動式クレーン整備者	〃	昭59.10.9基発第547号 平3.1.21基発第39号 平9.2.3基発第66号 改正 平28.10.12基発1012第1号	〃
3 車両系建設機械等定期自主検査者 ショベルローダー・フォークローダー	〃	昭62.3.24基発第163号 平3.1.21基発第39号 平9.2.3基発第66号 改正 平28.10.12基発1012第1号	〃
4 フォークリフト特定自主検査者	〃	昭62.11.26基発第669号 平3.1.21基発第39号 平9.2.3基発第66号 改正 平28.10.12基発1012第1号	〃
5 車両系建設機械等特定自主検査者 ブルドーザー・ショベル	〃	昭62.11.26基発第670号 平3.1.21基発第39号 平9.2.3基発第66号 改正 平28.10.12基発1012第1号	〃

- 注：1 定期自主検査従事者は新たに選任されたときに受講
 2 特定自主検査従事者はおおむね5年ごとに受講

安 全 衛 生 教 育

対 象	関 係 法 令 等		備 考
1 揚貨装置運転士	法60の2 程282	平2.3.1基発第111号	総支部
2 クレーン・デリック運転士	法60の2 程282	平2.3.1基発第112号	//
3 移動式クレーン運転士	法60の2 程282	平2.3.1基発第113号	//
4 フォークリフト運転業務従事者	法60の2 程282	平2.3.1基発第114号	//
5 車両系建設機械運転業務従事者	法60の2 程282	平2.3.1基発第366号	//
6 玉掛け業務従事者	法60の2 程282	平2.3.1基発第709号	//
7 有機溶剤業務従事者	法60の2 程282	平2.3.1基発第337号	//
8 腰痛予防のための労働衛生教育		平7.3.22基発第136号	//

注1 定期教育（初任時おおむね5年ごとに受講）

2 随時教育（機械設備等が新たなもの変わったときに実施）

3 再任時教育（おおむね5年間業務から離れていた者が選任されたときに実施）

4 平元5.22安衛教育指針公示第1号、平2.12.1安衛教育指針公示第2号、
平5.9.30安衛教育指針公示第3号を参照のこと。

特 別 教 育 等

対 象		関 係 法 令 等		備 考
1	フォークリフト運転業務 (最大荷重1トン未満)	法59③ 則36(5) 程276	平3.1.21基発第39号 平28.10.12基発1012第1号	総支部
2	ショベルローダー・フォーク ローダー運転業務 (最大荷重1トン未満)	法59③ 則36(5の2) 程276	〃	〃
3	揚貨装置運転業務 (最大荷重5トン未満)	法59③ 則36(6) 程276	〃	〃
4	車両系建設機械運転業務 (機体重量3トン未満)	法59③ 則36(9) 程276	〃	〃
5	クレーン運転業務 (つり上げ荷重5トン未満)	法59③ 則36(15)イ ク21 程276	〃	〃
6	跨線テルハ運転業務 (つり上げ荷重5トン以上)	法59③ 則36(15)ロ ク21 程276	〃	〃
7	移動式クレーン運転業務 (つり上げ荷重1トン未満)	法59③ 則36(16) ク67 程276	〃	〃
8	デリック運転業務 (つり上げ荷重5トン未満)	法59③ 則36(17) ク107 程276	〃	〃
9	玉掛け業務 (つり上げ荷重1トン未満のク レーン、移動式クレーン、デリ ック)	法59③ 則36(19) ク222 程276	〃	〃
10	酸素欠乏危険作業に係る作業 従事者	法59③ 則36(26) 酸12 程276	〃	〃
11	特定粉じん作業に係る作業	法59③ 則36(29) 粉22	〃	〃
12	ストラドルキャリアー運転業務	法59 (準ずる) 程282	昭61.12.22基発第638号 平4.12.21基発第659号	本 部 初任時 定期 随 時
13	荷役運搬機械等によるはい作業 従事者	〃	昭63.3.4基発第128号	総支部
14	墜落制止用器具使用作業 従事者	法59③ 則36(41)	平30.6.22 基発0622第2号	総支部

表1 港湾貨物運送事業における労働災害（休業4日以上）の推移

(単位：人)

年	労働災害 防止計画	厚生労働省調べ		協会調べ（会員事業場のみ）	
			死 亡		死 亡
昭和39年	第2次	13,347	133	不明	不明
49年	第4次	9,230	79	〃	〃
59年	第6次	2,387	33	2,015	29
63年	第7次	1,396	29	1,196	27
平成元年		1,275	26	1,131	21
2年		1,103	28	950	22
3年		1,034	29	855	27
4年		946	22	832	13
計		5,754	134	4,964	110
平成5年	第8次	826	16	691	14
6年		735	15	641	15
7年		672	20	578	19
8年		590	28	488	20
9年		589	17	464	14
計		3,412	96	2,862	82
平成10年	第9次	463	19	358	12
11年		411	10	330	7
12年		388	11	315	10
13年		406	18	331	12
14年		389	15	308	15
計		2,057	73	1,642	56
平成15年	第10次	348	12	254	9
16年		334	10	230	9
17年		323	11	231	8
18年		298	14	196	11
19年		307	9	198	8
計		1,610	56	1,109	45
平成20年	第11次	290	9	204	9
21年		228	10	147	7
22年		219	5	159	5
23年		245 363*	10	179	5
24年		344*	5	156	4
計		1,444*	39	845	30
平成25年	第12次	296	6	151	3
26年		349	5	158	2
27年		284	8	141	5
28年		286	10	117	7
29年		331	8	127	3
計		1,546	37	694	20
平成30年	第13次	330	4	125	3
令和元年		376	7	156	7
2年		326	4	145	4
3年		360	4	137	1
4年		329	1	150	1
計		1,721	20	713	16
令和5年	第14次	312	4	154	2

注) 1 厚生労働省の死傷数は労災保険給付データ及び労働者死傷病報告であったが、平成24年より労働者死傷病報告のみを用いている（*印/前年との比較のため、平成23年も同様である。）。

2 厚生労働省調べのうち、昭和39年の死傷者数は休業8日以上のもの、令和2年～4年の死傷者数は新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いたもの。

3 令和5年の厚生労働省調べは、令和6年3月7日現在の速報値。同時点における令和4年の死傷者は325人、死亡者1人である。

表2 年齢階層別 死傷災害（休業4日以上）

(単位：人)

年齢階層	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	合計	構成比(%)
29歳以下	31	35	26	25	18	23	21	25	28	20	252	17.9
30～39歳	37	33	26	24	36	36	39	30	32	37	330	23.4
40～49歳	39	36	28	36	27	49	40	31	34	42	362	25.7
50～59歳	30	22	26	29	28	30	32	41	40	33	311	22.1
60歳以上	21	15	11	13	16	18	13	10	16	22	155	11.0
合計	158	141	117	127	125	156	145	137	150	154	1,410	100.0

(協会調べ)

表3 事故の型別 死傷災害（休業4日以上）

(単位：人)

事故の型	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	合計	構成比(%)
墜落・転落	42	48	36	34	34	56	42	37	47	45	421	29.9
転倒	18	9	18	15	20	22	20	26	26	25	199	14.1
激突	10	10	6	7	5	5	3	6	3	9	64	4.5
飛来・落下	21	14	12	7	10	6	12	8	11	3	104	7.4
崩壊・倒壊	3	3	3	5	3	6	8	6	9	5	51	3.6
激突され	15	8	12	9	6	7	12	14	12	11	106	7.5
はさまれ・巻き込まれ	33	35	22	35	35	36	29	27	27	25	304	21.6
切れ・こすれ	2	4			1	3	1	1	1	2	15	1.1
交通事故・火災等			7	1		3			1	12	24	1.7
動作の反動等	13	8	1	11	7	10	13	9	12	14	98	7.0
その他・分類不能	1	2		3	4	2	5	3	1	3	24	1.7
合計	158	141	117	127	125	156	145	137	150	154	1,410	100.0

(協会調べ)

表4 作業職種別 死傷災害（休業4日以上）

(単位：人)

職種	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	合計	構成比(%)
作業者	92	74	54	81	80	95	100	96	82	83	837	59.4
玉掛け者	14	18	17	12	8	12	12	8	12	18	131	9.3
ラッシャー	14	18	10	6	9	9	9	2	10	16	103	7.3
運転者	14	11	12	6	7	14	9	17	17	10	117	8.3
その他(清掃、警備員)	7	9	3	9	3	8	4	2	9	11	65	4.6
検数員等	4	3	8	1	6	8	3	1	8	1	43	3.0
合図者	10	3	6	8	8	7	6	7	6	10	71	5.0
船内荷役作業主任者	1	4	5	2	3		1	3	3	2	24	1.7
フォアマン	2	1	2	1	1	3	1		1	3	15	1.1
沿岸荷役主任者				1				1	2		4	0.3
合計	158	141	117	127	125	156	145	137	150	154	1,410	100.0

(協会調べ)

表5 雇用形態別 死傷災害（休業4日以上）

(単位：人)

雇用形態	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	合計	構成比(%)
常用	134	119	103	108	114	134	132	126	139	134	1,243	88.2
日雇	24	22	14	19	11	22	13	11	11	20	167	11.8
派遣												0.0
合計	158	141	117	127	125	156	145	137	150	154	1,410	100.0

(協会調べ)

表6 関連機械別 死傷災害（休業4日以上）

(単位：人)

関連機械	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	合計	構成比(%)
揚貨装置	19	10	10	5	5	11	5	8	6	10	89	10.5
天井クレーン	1			2	1	3	3		2	2	14	1.7
ガントリークレーン	16	15	5	5	9	11	13	12	15	11	112	13.3
トランスファークレーン	1			2	1			1	2		7	0.8
移動式クレーン	14	19	9	9	9	24	12	9	11	9	125	14.8
クレーン(上記以外)	1		1								2	0.2
フォークリフト	24	17	20	25	28	25	24	28	23	12	226	26.7
ストラドルキャリアー	3		1		2	1		1	2	1	11	1.3
トレーラー	2	5	3	5	6	6	4	6	10	3	50	5.9
ショベルローダー	2	2	4	1	2	1	2	2	1	3	20	2.4
ブル・ドーザー		1	1		1	2	2	1		1	9	1.1
フォークローダー			1								1	0.1
その他の動力運搬機	18	20	12	24	23	25	24	11	11	11	179	21.2
合計	101	89	67	78	87	109	89	79	83	63	845	100.0

(協会調べ)

表7 荷姿別死傷災害（休業4日以上）

(単位：人)

事故の型	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	合計	構成比(%)
コンテナ	34	20	23	26	26	32	30	22	34	23	270	27.4
素材「裸」	12	16	6	4	3	15	7	9	12	7	91	9.2
箱物	10	3	9	10	5	8	8	5	8	6	72	7.3
束物	7	7	9	11	8	8	5	8	8	6	77	7.8
ばら物	14	9	7	9	13	19	12	14	6	7	110	11.1
棒物	9	7	4	3	8	7	8	3	6	8	63	6.4
袋物	9	13	7	6	7	12	10	7	8	12	91	9.2
車	5	5	1	3	7	5	6	4	6	14	56	5.7
缶物	1		2	1	2	1		1	1		9	0.9
ボール	1		1		2		2	1	1	1	9	0.9
その他(不明も含む)	17	11	12	17	19	18	19	8	10	8	139	14.1
合計	119	91	81	90	100	125	107	82	100	92	987	100.0

(協会調べ)

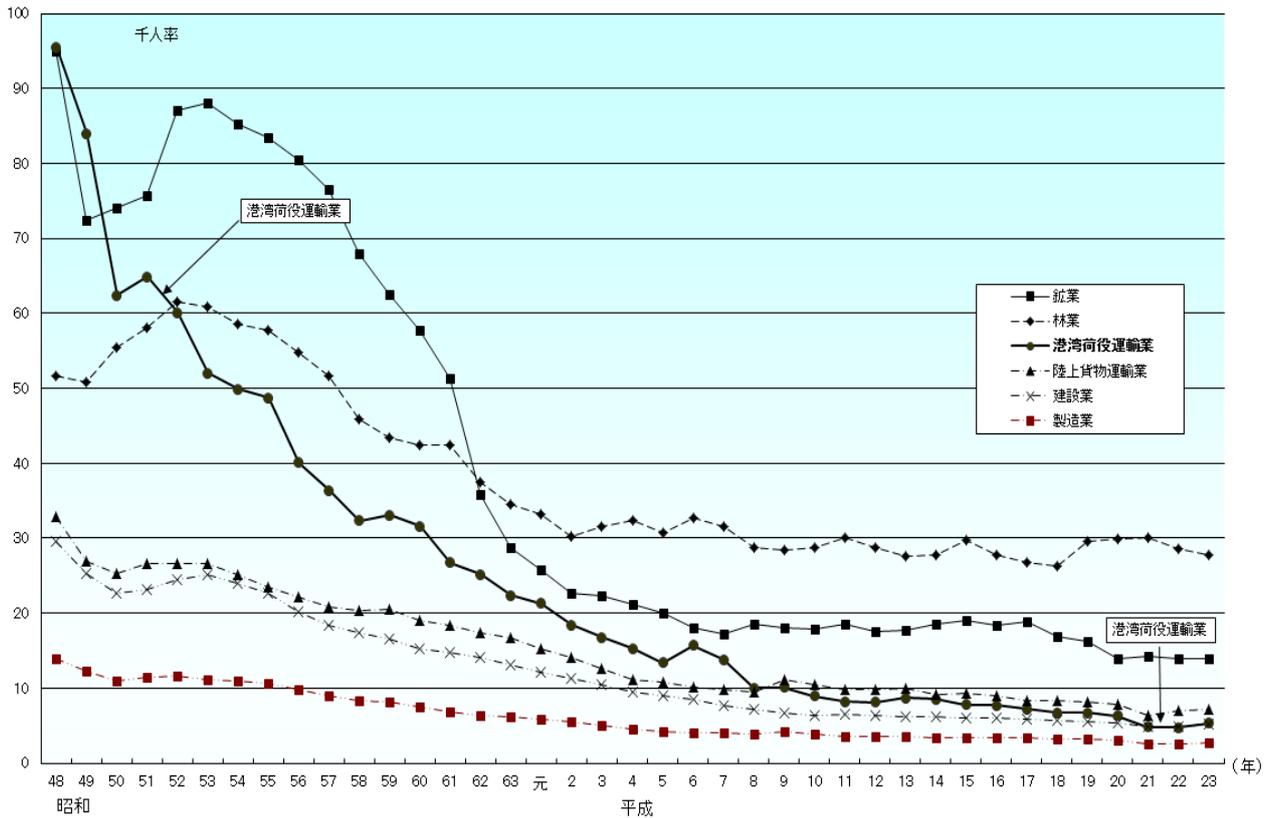
表8 業種別 死傷年千人率の推移

(1) 平成23年以前（港湾荷役を含め労災保険給付データ等による）

業種	S48	S49	S50	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3
鉱業	95.0	72.4	74.0	75.7	87.1	88.1	85.2	83.5	80.5	76.5	67.9	62.5	57.7	51.3	35.9	28.8	25.8	22.6	22.4
林業	51.6	50.9	55.4	58.0	61.5	60.8	58.6	57.8	54.8	51.6	45.8	43.4	42.5	42.5	37.4	34.5	33.2	30.2	31.5
港湾荷役	95.5	84.0	62.4	64.9	60.1	52.0	49.9	48.7	40.1	36.4	32.3	33.1	31.6	26.7	25.2	22.4	21.3	18.4	16.8
陸上貨物	32.9	27.0	25.3	26.6	26.6	26.6	25.2	23.5	22.1	20.9	20.3	20.5	19.0	18.4	17.3	16.7	15.3	14.1	12.6
建設業	29.6	25.3	22.7	23.1	24.4	25.1	23.9	22.6	20.2	18.4	17.3	16.6	15.2	14.7	14.1	13.1	12.1	11.3	10.4
製造業	13.9	12.3	11.0	11.4	11.6	11.2	10.9	10.7	9.8	9.0	8.3	8.1	7.5	6.9	6.4	6.2	5.8	5.5	5.0

業種	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
鉱業	21.2	20.0	18.0	17.2	18.5	18.1	17.9	18.5	17.6	17.7	18.5	19.1	18.3	18.8	16.9	16.3	14.0	14.2	13.9	13.9
林業	32.3	30.8	32.7	31.5	28.7	28.5	28.8	30.0	28.7	27.6	27.7	29.7	27.7	26.8	26.3	29.5	29.9	30.0	28.6	27.7
港湾荷役	15.3	13.4	15.7	13.8	10.0	10.1	8.9	8.2	8.1	8.7	8.5	7.8	7.7	7.2	6.7	6.7	6.3	4.8	4.7	5.3
陸上貨物	11.2	10.8	10.2	9.8	9.5	11.1	10.4	9.8	9.8	10.0	9.2	9.3	8.9	8.4	8.3	8.2	7.9	6.4	7.0	7.1
建設業	9.5	8.9	8.5	7.7	7.2	6.7	6.3	6.5	6.3	6.2	6.1	6.0	6.0	5.8	5.7	5.6	5.3	4.9	4.9	5.2
製造業	4.5	4.2	4.1	4.0	3.8	4.2	3.8	3.6	3.6	3.5	3.3	3.4	3.4	3.3	3.2	3.2	3.0	2.5	2.6	2.7

注) 年千人率 = 1年間の死傷者数 / 1年間の平均労働者数 × 1,000
 (1年間の労働者1,000人当たりが発生した死傷者数の割合を示す指標)



(2) 平成23年以降（他業種は労働者死傷病報告等，港湾荷役は協会のデータによる）

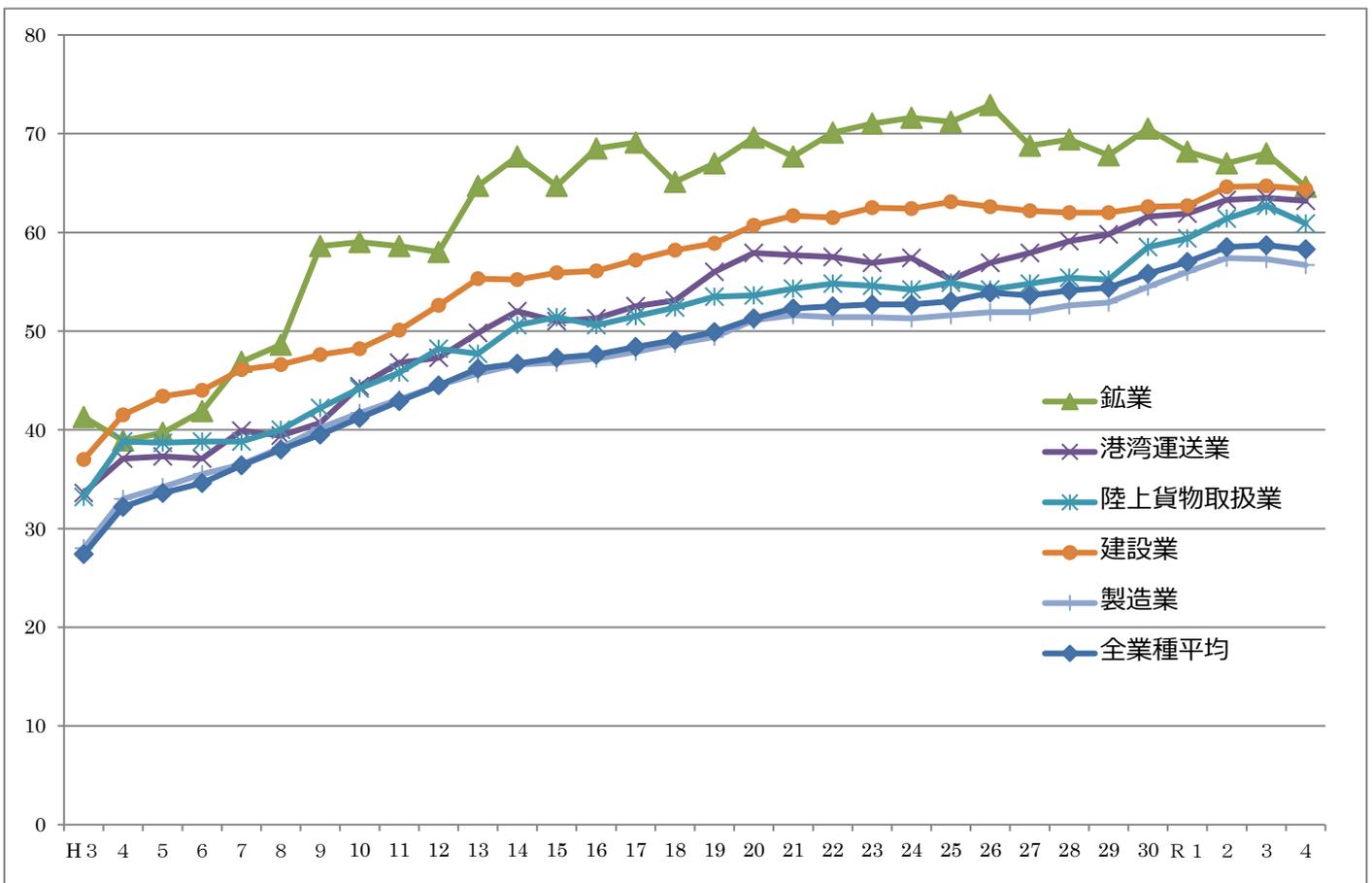
業種	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
鉱業	7.2	9.9	12.0	8.1	7.0	9.2	7.0	10.7	10.2	10.0	10.8	9.9	
林業	36.3	31.6	28.7	26.9	27.0	31.2	32.9	22.4	20.8	25.4	24.7	23.5	
港湾荷役	3.7	3.4	3.2	3.4	3.1	2.6	2.8	2.7	3.4	3.2	3.0	3.3	3.5
陸上貨物	8.1	8.4	8.3	8.4	8.2	8.2	8.4	8.9	8.5	8.9	9.1	9.1	
建設業	4.1	5.0	5.0	5.0	4.6	4.5	4.5	4.5	4.5	4.4	4.6	4.5	
製造業	2.8	3.0	2.8	2.9	2.8	2.7	2.7	2.8	2.7	2.6	2.7	2.7	

表9 業種別 定期健康診断実施結果における所見のあった者の割合の推移

業種	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
鉱業	41.3	38.9	39.7	41.9	46.9	48.6	58.6	59.0	58.6	58.0	64.7	67.7	64.7	68.5	69.1	65.1	67.0	69.6
港湾運送業	33.6	37.1	37.3	37.1	39.9	39.4	40.7	44.4	46.8	47.3	49.8	52.0	51.0	51.3	52.5	53.1	56.0	57.9
陸上貨物取扱業	33.2	38.8	38.7	38.8	38.8	40.0	42.2	44.2	45.8	48.2	47.7	50.6	51.4	50.6	51.5	52.4	53.5	53.6
建設業	37.0	41.5	43.4	44.0	46.1	46.6	47.6	48.2	50.1	52.6	55.3	55.2	55.9	56.1	57.2	58.2	58.9	60.7
製造業	28.0	33.0	34.2	35.5	36.5	38.2	40.2	41.7	43.1	44.5	45.7	46.6	46.8	47.2	47.9	48.7	49.4	51.1
全業種平均	27.4	32.2	33.6	34.6	36.4	38.0	39.5	41.2	42.9	44.5	46.2	46.7	47.3	47.6	48.4	49.1	49.9	51.3

業種	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
鉱業	67.7	70.1	71.0	71.6	71.2	72.9	68.8	69.4	67.8	70.5	68.2	67.0	68.0	64.6
港湾運送業	57.7	57.5	56.9	57.4	55.2	56.9	57.9	59.1	59.8	61.6	61.9	63.3	63.5	63.2
陸上貨物取扱業	54.3	54.8	54.6	54.2	54.9	54.2	54.8	55.4	55.2	58.5	59.4	61.4	62.7	60.9
建設業	61.7	61.5	62.5	62.4	63.1	62.6	62.2	62.0	62.0	62.6	62.7	64.6	64.7	64.4
製造業	51.6	51.4	51.4	51.3	51.6	51.9	51.9	52.6	52.9	54.5	56.0	57.4	57.3	56.4
全業種平均	52.3	52.5	52.7	52.7	53.0	53.2	53.6	54.1	54.4	55.8	57.0	58.5	58.7	58.3

グラフ1 業種別 定期健康診断実施結果における所見のあった者の割合の推移



注) 1 資料出所：厚生労働省「定期健康診断結果調」
 2 「所見のあった者の割合」は、所見のあった者（他覚所見のみを除く／労働安全衛生規則第44条及び第45条で規定する健康診断項目のいずれかが有所見であった者の人数）を受診者数で割った値（％）。
 3 平成28年～30年までの3年間については、厚生労働省において遡って数値を精査し再集計した数値。
 4 令和4年分については、同年10月の労働安全衛生規則の改正前後の有所見率を各期間で加重平均した推計値。
 「令和4年有所見率」＝「令和4年1～9月の有所見率」×0.75＋「令和4年10～12月の有所見率」×0.25